

# 広域係属訴訟手続における 訴訟原因が脆弱な請求

標 博 行

はじめに

大規模不法行為(mass torts)で損害が発生すると、州および連邦を問わず多くの裁判所で賠償請求の訴えが提起される。多数の訴えが提起されるため、代理人は個々の原告の請求について訴訟原因を精査することができない。また、大規模不法行為の訴えで勝訴の可能性が高まることになれば、さらに訴え提起が増加することが想定される。膨大な数の訴えが提起されると、その中に損害が発生していないにも関わらず賠償を請求する訴えが紛れ込むことがある。この虚偽に基づく損害賠償請求は、訴訟原因が脆弱な請求(meritless claim)と呼ばれ、訴訟原因そのものの根拠を欠いた(frivolous)請求を意味する<sup>(1)</sup>。例えば、実際には勤務や発症実態がないにも関わらず、鋳物工場に勤務したため遊離結晶性シリカ(free crystalline silica: 以下単にシリカとする)を原因とする珪肺症(Silicosis)に罹患したと主張して損害賠償を請求すれば、訴訟原因が脆弱な請求に該当する<sup>(2)</sup>。このような請求は、医学的な根拠がないなど欺瞞に満ちたものとなる<sup>(3)</sup>。

連邦裁判所における大規模不法行為への損害賠償請求は、クラス・アクションに代わり広域係属訴訟手続 (multidistrict litigation; 以降MDLとする)<sup>(4)</sup>

(1) Cady v. Johnson, 671 P.2d 149, 151 (Utah 2011).

(2) *In re Silica Prods. Liab. Litig.*, No. MDL 1553, 398 F. Supp. 2d 563, 622-32, 636 (S.D. Tex. 2005).

(3) *Id.* at 629.

(4) 28 U.S.C. § 1407.

でなされるようになってきた<sup>(5)</sup>。従前より裁判所の役割は、訴訟原因のない請求を除外するとともに、適正な手続で訴訟原因のある請求を審理し、当事者の権利を保護することであると認識されてきた<sup>(6)</sup>。

本来は裁判所の審理対象とはならないはずの訴訟原因が脆弱な請求であっても、この請求が認められると被告に高額な損害賠償のみならず弁護士報酬を含む裁判費用の支払いが命じられる<sup>(7)</sup>。それは、被告や被告の株主などに対して詐欺による金銭的損害を与えることになる<sup>(8)</sup>。また、和解の場合、被告が訴訟原因の脆弱な請求を行う一部の原告に対し和解金の支払いを拒絶し、そのため和解の決着が遅延することも考えられる<sup>(9)</sup>。それでは、この訴訟原因が脆弱な請求による影響を回避するため、MDLを行う連邦裁判所は、いかなる方法でこの請求を排除しているのか。本稿ではこの疑問から、大規模不法行為など原告数および損害賠償額が大規模なMDLにおいて、連邦裁判所はいかなる方法で訴訟原因が脆弱な請求を排除しているのかについて考察を加える。

## 一 訴訟原因が脆弱な請求がなされる要因

MDLでは、合衆国最高裁判所首席裁判官に任命された委員で構成される広域係属訴訟委員会(Judicial Panel on Multidistrict Litigation)が、全米各地の連邦地方裁判所に提起された複数の訴えを、特定の連邦地方裁判所に移送することを決定する<sup>(10)</sup>。その後、この移送された特定の連邦地方裁判

(5) 救済手段としてクラス・アクションが採られなくなった背景、また広域係属訴訟手続が選択された理由の詳細は、樺博行「アメリカにおける大規模不法行為訴訟での広域係属訴訟手続:クラス・アクションから広域係属訴訟手続への移行」法政論叢第51巻2号177頁(2015)および樺博行「クラス・アクションから広域係属訴訟手続へ」白鷗法学第28巻2号153頁(2021)を参照。

(6) *McMullen v. Nannah*, 49 Pa. D. & C. 516, 520 (1944).

(7) *In re Silica Prods. Liab. Litig.*, 398 F. Supp. 2d at 636.

(8) *Id.*

(9) Douglas Smith, *THE RISING BEHEMOTH: MULTIDISTRICT AND MASS TORT LITIGATION IN THE UNITED STATES* 21 (2021).

(10) 28 U.S.C. § 1407(b), (c).

所(以下、受送裁判所とする)の受任裁判官が、移送された複数の訴えを併合して、プレトライアル手続を進行させる責任を負う<sup>(11)</sup>。

複数の訴えの併合手続であるMDLの性質こそが、訴訟原因が脆弱な請求がなされる要因となっている。その第1の要因は、多数の訴えが提起され併合の規模が拡大されることで訴訟原因の脆弱な請求が潜り込みやすくなることである。訴訟原因が脆弱な請求か否かは、訴訟原因を精査すればある程度判明するはずである。そのため精査される機会が少なければ、そのような請求が含まれる可能性が高くなり、数も多くなる。そして精査される機会の有無を決定する要素は、提起される訴訟数の多寡である。少なければ精査される機会は増加し、多くなるにつれ、その機会は比例的に減少する<sup>(12)</sup>。

第2の要因は、特定の弁護士が多数の訴えを受任することである。多数の訴えを担当することで弁護士報酬が増加するため<sup>(13)</sup>、所属する弁護士事務所の利益に適うことになる<sup>(14)</sup>。またMDLにおける受送裁判所の受任裁判官は、当事者双方の代理人で構成される運営委員会(steering committee)を設置する。その際、この運営委員会の委員や、双方当事者間の意思疎通を担うリエゾン代理人(liaison counsel)または主任代理人(lead counsel)<sup>(15)</sup>の選出の際に、それまでに受任した訴えの数が決定要因になる<sup>(16)</sup>。そのた

(11) Manual for Complex Litigation, 4th ed. § 20.132 (2004). 連邦法上これを認める規定がないが、受任裁判官のこの責任は連邦裁判所で一般的に認められている。しかしわずかな例として、受任裁判官にこのような権限を認める規定がないとして、広範な権限を否定する控訴審判決がある。See, *In re Pharmacy Benefit Managers Antitrust Litig.*, 582 F.3d 432, 440-43 (3d Cir. 2009).

(12) Eduardo C. Robreno, *The Federal Asbestos Product Liability Multidistrict Litigation (ADL-875): Black Hole or New Paradigm?*, 23 WIDENER L.J. 97, 187 (2013).

(13) Douglas G. Smith, *Resolution of Common Questions in MDL Proceedings*, 66 U. KAN. L. REV. 219, 219-20 (2017).

(14) Douglas G. Smith, *The Myth of Settlement in MDL Proceedings*, 107 KY. L.J. 467, 472 (2018).

(15) リエゾン弁護士とは、業務リストを管理するとともに、裁判所・相手方弁護士との意思疎通を行う者を指す。また主任弁護士とは、訴訟計画を立案・実行し、相手方弁護士と交渉を行う責任者かつ説明責任を担う者である。See, Ann. Manual Complex Litigation, 4th ed. § 10.23 (updated 2021).

(16) Smith, *supra* note 14, at 471-72.

め、MDLでの主導権を握るために、弁護士および所属する弁護士事務所とも多くの訴えを受任しようとするのである。

第3の要因は、MDLが和解により決着することを目的としていることである。MDLでは和解に向けてリエゾン弁護士が当事者間の意思疎通を媒介し、そして受送裁判所と主任弁護士が多くの訴えからサンプルを抽出する。受送裁判所は併合審理に先行して、このサンプルのプレトリアル手続を先導審理(bellwether trial)として進行させる<sup>(17)</sup>。先導審理の結果は他の訴えの指針となる。先導審理では陪審審理がなされるため、訴訟原因が脆弱な請求は棄却される可能性が高い。しかし和解は、訴訟に特有の裁判官や陪審による審理がないため、訴訟原因が脆弱な請求であっても和解形成が可能であり、和解金を入手することができる。入手した和解金額に応じて弁護士報酬が支払われるため、代理人である弁護士は自らの利益のためにあえて訴訟原因が脆弱な請求を行っているとは推定できるのである。

第4の要因は、請求が併合されることである。MDLはプレトリアルの併合手続であるため、訴訟原因の有無に関して本案審理はなされない。そのため訴訟原因が脆弱な請求が混入する余地がある。原告側代理人はMDLのこの性質に着目し、多くの原告を集めて故意または過失により訴訟原因が脆弱な請求を行っているともいえる<sup>(18)</sup>。

MDLはプレトリアルに限定し、かつ最終的に広範な請求について和解を行う包括和解(global settlement)を目的としているため、本案を審理することのない併合である<sup>(19)</sup>。さらに多くの訴えを併合するため、MDLに係属する案件の中から指針となる先導審理が選択される。先導審理の結果

(17) 先導審理の概要については、樺博行「アメリカにおける大規模不法行為訴訟での広域係属訴訟手続—クラス・アクションから広域係属訴訟手続への移行—」法政論叢第51巻2号177頁以下(2015)を参照。

(18) Smith, *supra* note 13, at 231.

(19) *In re Mentor Corp. Obtape Transobturator Sling Prods. Liab. Litig.*, No. 4:08-MD-2004, 2016 WL 4705827, at \*1 (M.D. Ga. Sept. 7, 2016). なお、MDLにおける包括的和解が行われている状況については、内海博俊「米国連邦裁判所の広域係属訴訟(MDL)における包括的和解のメカニズム」法と政治第70巻1号307-308頁(2019)を参照。

に依じて、選択から外れた残りの多くの案件の去就が決定する。これらのことから、MDLは敢えて訴訟原因につき入念な審理を想定していないともいえるのである。

## 二 訴訟原因が脆弱な請求への対応

MDLが制定された1968年から2021年までに、製造物責任訴訟はMDL案件全体の32.4%を占め、また60件の広域係属訴訟手続がなされた<sup>(20)</sup>。製造物責任では製造物瑕疵による人身損害の賠償が請求されるため、明確な人身損害が明らかではない訴訟原因が脆弱な請求もそこに入る可能性が否定できない。MDL手続を進行する連邦裁判所裁判官もこの点を認識しており、MDLで訴えが併合されると連邦裁判所でこのような請求がなされる危険性を指摘している<sup>(21)</sup>。

21世紀以降、シリカを原因とする珪肺症により多くの損害賠償請求がなされるようになった。これを背景に、被告側代理人は訴訟原因が脆弱な請求を排除すべきであると主張するようになってきた<sup>(22)</sup>。このような請求の排除のためには、まず受任裁判官が訴訟原因を認識する必要がある<sup>(23)</sup>。MDLが開始されるには、併合される複数の訴えに共通の事実上の争点が求められる<sup>(24)</sup>。請求を精査した際、共通の争点およびそれを根拠づける事実について相違があれば訴訟原因が脆弱な請求であると容易に想定できる。訴えの併合またはプレトリアルの段階で、受任裁判官による

(20) <https://www.jpml.uscourts.gov/statistics-info> を参照（2022年4月30日最終確認）。

なお、2021年には58件の広域係属訴訟手続の申立てがあり、203件の事実審理について併合が認められ、160件が否認された。また、同年に広域係属訴訟手続で併合された案件数は総数で2,831件であった。

(21) *In re Mentor Corp.*, 2016 WL 4705827, at \*2.

(22) Melissa Shapiro, *Is Silica the Next Asbestos? An Analysis of Silica Litigation and the Sudden Resurgence of Silica Lawsuit Filings*, 32 PEPP. L. REV. 983, 1011-13 (2005).

(23) Bolch Judicial Institute, Duke Law School, GUIDELINES AND BEST PRACTICES FOR LARGE AND MASS-TORT MDLS 2d ed. 9 (2018).

(24) 28 U.S.C. § 1407(a).

十分な審理によってこれが発見できよう。しかし、受任裁判官にのみ十分な審理を委ねる方法では、時間と人的負担も多大となる。これを回避するために、受送裁判所と州および連邦議会はいかなる手段を採ってきたのであろうか。

## 1. 訴訟原因が脆弱な請求を排除するために受送裁判所が用いる手段

MDLでは、先導審理や処分申立て(dispositive motion)を用いて訴訟原因のある請求がなされているのかが検討され、その後に包括的和解に向けて当事者間で交渉がなされる<sup>(25)</sup>。処分申立ては、申立人の請求を認容してすべての手続を終了させる目的がある<sup>(26)</sup>。申立てがなされると、併合された複数の訴えに共通する事実上の争点の有無が審理される<sup>(27)</sup>。共通の事実につき争点が不在である場合には、正式な審理を経ずに略式判決(summary judgement)で手続が終了することになる<sup>(28)</sup>。

処分申立ての手続によりMDLの受送裁判所は、複数の案件の中で共通しない事実があればそれを認識することができる。その結果、科学的証拠が存在しないことを理由として請求を棄却する判断も行われる<sup>(29)</sup>。専門家証言(expert testimony)の証拠能力を認定するDaubert基準<sup>(30)</sup>を満たしてい

---

(25) Smith, *supra* note 13, at 256.

(26) BLACK LAW DICTIONARY 11th ed., dispositive motion (2019).

(27) Smith, *supra* note 13, at 252-53.

(28) FED. R. CIV. PRO. Rule 56.

(29) *In re Lipitor (Atorvastatin Calcium) Mktg., Sales Practices and Prods. Liab. Litig.*, 227 F. Supp. 3d 452, 478 (D.S.C. 2017).

(30) Daubert 基準 (Daubert Test) とは、*Daubert v. Merrell Dow Pharms., Inc.*, 509 U.S. 579 (1993) で示された、連邦証拠規則(Federal Rules of Evidence) Rule 702における専門家証言に関する証拠能力の判定基準である。専門家証言が科学的、技術的もしくは事実上の争点を判断する上での特定の知識を備えているかが判定されることになる。証拠能力の判定には、以下の要因が考慮されることになる。①証言された理論が既に検討されたものか、②証言された理論が専門家同士で評価(peer review)されているか、③証言された理論がどの程度誤っているのかを顕在的もしくは潜在的に知られているか、④その理論の実行を制御する基準が存在するのか、⑤関連する専門家集団がその理論を広く受け入れているのかである。*Id.* at 592-93.

ないことを根拠とするのである<sup>(31)</sup>。このように科学的証拠から証拠能力を判定することにより、訴訟原因が脆弱な請求を排除することになる。その他にも受送裁判所はMDLの過程で、以下の方法を用いてきた。

その第1は、原告に訴えの任意的取下げ(voluntary dismissal)を促す方法である。2011年の*In re Heparin Prods. Liab. Litig.* MDLでは、訴えにおけるほぼすべての請求を退ける略式判決を下した<sup>(32)</sup>。原告は抗凝固剤のヘパリン(Heparin)が腎臓病の原因であると主張したが、被告はこの主張には科学的根拠がないとして略式判決を申し立てた。そして、受送裁判所は科学的根拠のないものであるとして原告の請求を退けたのであった<sup>(33)</sup>。請求に科学的根拠が認められなかったことで、結果的に原告側代理人は訴えを任意的に取り下げたのであった<sup>(34)</sup>。このように略式判決を媒介に原告へ訴えの任意的取下げを促し、訴訟原因が脆弱な請求を排除したのである。

第2は、理由開示命令(show-cause order)である。これは、当事者に出廷させ作為および不作為の理由を開示させる命令である。開示されなければ裁判所が何らかの制裁を科すことになる<sup>(35)</sup>。2016年の*In re Mentor Corp. Obtape Transobturator Sling Prods. Liab. Litig. MDL*<sup>(36)</sup>は、網目のつり包帯(mesh sling)によるストレスで副作用を発症させたと主張して損害賠償を請求したMDLであった<sup>(37)</sup>。受送裁判所は、原告側代理人がMDLで多くの請求を行ってきたが、それらは出訴期限を徒過しており、なおかつ明確な

---

(31) *In re Lipitor (Atorvastatin Calcium) Mktg., Sales Practices and Prods. Liab. Litig.*, 227 F. Supp. 3d at 463.

(32) *In re Heparin Prods. Liab. Litig.*, 803 F. Supp. 2d 712, 755 (N.D. Ohio 2011).

(33) *Id.* at 753.

(34) Smith, *supra* note 14, at 478.

(35) BLACK LAW DICTIONARY 11th ed., show-cause order (2019).

(36) *In re Mentor Corp. Obtape Transobturator Sling Prods. Liab. Litig.*, 2016 WL 4705827 (M.D. Ga. Sept. 7, 2016).

(37) *In re Mentor Corp. Obtape Transobturator Sling Prods. Liab. Litig.*, 711 F. Supp. 2d 1348, 1353 (M.D. Ga. 2010).

因果関係を示さないなど信義誠実(good faith)に欠けていると指摘した<sup>(38)</sup>。そして、理由開示命令を用いて原告側代理人が本件事実を詳細に検討し、信義誠実に訴訟手続を行っていることを示さなければ訴えを棄却すると命じたのである<sup>(39)</sup>。

第3は、既になされた原告の診断結果を審理することである。2005年の*In re Silica Prods. Liab. Litig.*<sup>(40)</sup>では、原告がシリカを原因とする珪肺症で呼吸器疾患に陥ったと主張して損害賠償を請求した。受送裁判所が診断結果を審理したところ、診断に用いられた方法では医学的根拠が乏しく、診断自体信頼性を欠くものであったことが判明した<sup>(41)</sup>。胸部レントゲンの結果のみで判断されており<sup>(42)</sup>、その診断も治療を行っている医師によるものではなかったからである<sup>(43)</sup>。受送裁判所はDaubert基準が満足されていないことを指摘し<sup>(44)</sup>、制裁として原告側代理人の弁護士事務所に対して裁判費用の支払いと<sup>(45)</sup>、Daubert基準を満たす証拠を収集するために要した経費の支払いを命じたのである<sup>(46)</sup>。

第4は、当事者と関わりのない医師に再度診断を委ねることである。2010年の*Tamraz v. Lincoln Elec. Co.*は、被告により放出された溶接煙を吸入したことでパーキンソン病と神経疾患を発症したとして、原告が損害賠償を請求した案件である<sup>(47)</sup>。これらの疾病は、原告側代理人が準備した集

---

(38) *In re Mentor Corp. Obtape Transobturator Sling Prods. Liab. Litig.*, 2016 WL 4705827 at \*1.

(39) *Id.*

(40) 398 F. Supp. 2d 563.

(41) *Id.* at 634-35.

(42) *Id.* at 581.

(43) *Id.* at 580.

(44) *Id.* at 625.

(45) 28 U.S.C. § 1927. 不合理な手続を行った代理人に、審理で要する超過分の経費および相手方代理人の報酬を支払うことを命じている。

(46) 398 F. Supp. 2d at 677-78.

(47) 620 F.3d 665, 667 (6th Cir. 2010).

団検診の医師による診断で判明したものであった<sup>(48)</sup>。本件では先導審理がなされたがその過程で、疾病と診断された者が実際には罹患していないことが立証された。さらに、集団検診で判明した疾病に対して治療がなされていなかった<sup>(49)</sup>。これらの状況を踏まえて受送裁判所は、裁判所が指定する期限までにすべての原告が集団検診時とは異なる医師の診察を受け、診断してもらうことを命じ、この命令に従わなければ、請求を棄却すると述べたのである<sup>(50)</sup>。

以上の方法と併用して、受任裁判官は合衆国治安判事(United States magistrate judge)<sup>(51)</sup>に、MDLでの証拠開示手続に関してプレトリアル審理を行わせている。2012年に埋立地の土壌汚染につき損害賠償請求をした*In re Fosamax Products Liability Litigation*<sup>(52)</sup>のMDLである。この合衆国治安判事によるプレトリアル審理<sup>(53)</sup>という手法は、アスベスト被害での非常に膨大な数の損害賠償請求の訴えが提起された際に用いられた経緯がある<sup>(54)</sup>。前述したように集団検診では診断の正確さに疑義が生じるため、アスベスト被害を詳細に調査することが不可欠である<sup>(55)</sup>。そこで、受送裁判所は理由開示命令により各々の原告に疾病の診断結果を報告させ、これを基に合衆国治安判事に当該審理を委ねたのである<sup>(56)</sup>。合衆国治

---

(48) Ted Frank, WELDING FUME: A DISAPPEARING MASS TORT? 9 (2007). <https://fedsoc-cms-public.s3.amazonaws.com/update/pdf/nlLcuJ8dSjZeopO77pYsPlquYXJnsmwMpcEHJL.pdf> で入手可能 (2022年4月30日最終確認)。

(49) *Id.* at 10.

(50) Case Administration Order, *In re Welding Fume Prods. Liab. Litig.*, No. 1:03-CV-17000 (N.D. Ohio 2006).

(51) 連邦地方裁判所での裁判所職員であり、連邦地方裁判所の各地区の裁判官により任命される(28 U.S.C. § 631(a))。専任の任期が8年(*Id.* at § 631(e))の合衆国憲法第I編の裁判官であり、合衆国憲法第III編の連邦裁判所裁判官とは異なる。

(52) No. 06-MD-1789(JFK), 2012 WL 5877418 (S.D.N.Y. Nov. 20, 2012).

(53) *Id.* at \*4.

(54) Hon. Eduardo C. Robreno, *The Federal Asbestos Product Liability Multidistrict Litigation (ADL-875): Black Hole or New Paradigm?*, 23 WIDENER L.J. 97, 128 (2013).

(55) *Id.* at 120-21.

(56) *Id.* at 139-40.

安判事は、証拠審理(evidentiary hearings)を通じてアスベスト疾患の因果関係について事実審理を行い、受送裁判所を補助したのである<sup>(57)</sup>。このことにより、2006年までに*In re Asbestos Products Liability Litigation*, MDL 875<sup>(58)</sup>として併合された186,524件の訴えのうち、受送裁判所は合衆国治安判事による証拠審理を通じて結果的に183,545件の案件を処理したのである<sup>(59)</sup>。

また、合衆国治安判事は和解協議を開催することもある<sup>(60)</sup>。そして、成立した和解も訴訟原因が脆弱な請求を排除する効果が認められる。この例となるのがプロプルスッド(Propulsid)薬害MDLである。プロプルスッドとは、消化管運動促進薬として胃食道逆流症の治療に使用されていた、一般名シサプリド(Cisapride)である。本剤には不整脈を引き起こす可能性のある副作用QT延長症候群が報告され、これを原因として損害賠償請求訴訟が提起されていた<sup>(61)</sup>。本件は先導審理の後に和解で決着した。損害賠償は、医療専門家で構成された委員会が策定した重症度分類と賠償額を基準に、救済を目的に設定された信託より支払われることになっていた<sup>(62)</sup>。和解が成立した後に、訴訟原因となる不整脈の症状についての診断がなされた。原告の多くは医学的所見が認められず、賠償されることはなかった<sup>(63)</sup>。8,700万ドルの信託が設定されたものの、賠償対象者が減少したた

(57) *Id.* at 136.

(58) 本広域係属訴訟手続はペンシルバニア州東部地区連邦地方裁判所が受送裁判所となり、Hon. Eduardo C. Robrenoを受任裁判官に指名して進行された。当該手続の詳細については、<https://www.paed.uscourts.gov/documents2/mdl/mdl875> に掲載されている(2022年4月30日最終確認)。

(59) Robreno, *supra* note 54, at 180.

(60) *Id.* at 133. 当事者の要求によりこれが行われるが、当事者双方の合意は不要である。

(61) *See, e.g.,* Searfoss v. Johnson & Johnson, 2003 WL 23785715, \*2-\*3 (N.J. 2003).

(62) Eldon E. Fallon et al., *Bellwether Trials in Multidistrict Litigation*, 82 TUL. L. REV. 2323, 2332-34 (2008).

(63) Elizabeth Chamblee Burch, *Monopolies in Multidistrict Litigation*, 70 VAND. L. REV. 67, 74-75(2017).

め賠償支払額が予定より下回り、原告が和解で実際に賠償として受領したのは650万ドルであった。つまり、訴訟原因が脆弱な請求を阻む手段として和解が機能したのである。そしてその一方で、代理人が受領していた弁護士報酬は2,700万ドルを超えるものであった<sup>(64)</sup>。

## 2. 合衆国および州の議会による対応

合衆国議会下院は、訴訟原因が脆弱な請求の排除を目的に、2017年にクラス・アクションとアスベスト請求の透明性を促進する法(Fairness in Class Action Litigation and Furthering Asbestos Claim Transparency Act of 2017)の審議を行った<sup>(65)</sup>。同法案はクラス・アクションとMDLの改正を目的とするものであり、MDLについては損害とその損害が発生する危険性を裏付ける診察記録を含めた証拠の提出を求めている<sup>(66)</sup>。さらに、実質的な訴訟の進行を担保するため、連邦控訴裁判所への中間上訴を認めていた<sup>(67)</sup>。本法案は2017年3月に下院を通過した後、上院では否決されたが、合衆国議会において訴訟原因が脆弱な請求を排除する端緒となったのである。同年11月より民事規則諮問委員会(Advisory Committee on Civil Rules)のMDL小委員会が、広域係属訴訟委員会の助力を得てMDLの改正案作成に着手し始めたからである<sup>(68)</sup>。2019年に同小委員会は、①訴訟原因が脆弱な請求を排除する早期手続、②中間上訴手続、③原告団の構成と訴訟資金調達のための運営委員会、④先導審理などプレトライアルで争点となる事項、⑤和解促進や承認、⑥第三者訴訟資金調達について、広域係属訴訟委員会と連邦司法センターと協議しながら検討を加えていた<sup>(69)</sup>。

(64) *Id.*

(65) H.R. 985, 115th Cong. § 102 (2017).

(66) *Id.* at § 105.

(67) *Id.* at § 103.

(68) Advisory Comm. on Civil Rules, Meeting of the Advisory Committee on Civil Rules: April 2-3, 2019, at 48 (2019).

(69) *Id.*

また、州においても議会が訴訟原因が脆弱な請求を排除する目的で法定を試みるようになった。損害を明確化する実体法がその中心となった。この傾向は2005年前後から、とりわけアスベストとシリカ被害に対して顕著であった。例えば、2005年にテキサス州法は、シリカを原因とする呼吸困難やシリカ吸入による肺疾患を確定する判定基準を定めている<sup>(70)</sup>。他州でもテキサス州法に類似した損害を明示するための制定法が成立したのである<sup>(71)</sup>。

20世紀初頭から、シリカ吸入により呼吸器が刺激され、その後潜伏期を経てガンを発症する被害が出現していた。一世紀を経た2002年から2004年にかけて、全米のシリカ被害の損害賠償請求訴訟のうち11%がテキサス州裁判所で提起されるようになった<sup>(72)</sup>。シリカ被害訴訟の原告側代理人は、テキサス州でのシリカ被害の損害賠償請求訴訟の増加について、シリカを扱う事業所の労働者間ではシリカ被害が既に認識されていた結果であると述べていた。一方で、被告側代理人は原告代理人が訴訟原因が脆弱な請求をしていると反論したのであった<sup>(73)</sup>。シリカ結晶の粉体を原因とする珪肺症の場合、発症の潜伏期は、急性珪肺(*acute silicosis*)であれば数週間から約5年、慢性単純性珪肺(*chronic simple silicosis*)では約10年から約30年である<sup>(74)</sup>。

---

(70) V.T.C.A., Civil Practice & Remedies Code § 90.001 (16)-(29) (Vernon 2005).

(71) 2005年には複数の州でこの立法が成立することになった。2005年にはフロリダ州(West's F.S.A. §§ 774.201-209)、カンザス州(Kan. Stat. Ann. §§ 60-4901 to 4911)、そしてオハイオ州(Ohio Rev. Code Ann. §§ 2307.84-902)で各々制定されている。2008年にはテネシー州(Tenn. Code Ann. §§ 29-34-301-309)で、2009年にはサウス・カロライナ州(S.C. Code Ann. § 44-135-30)である。さらに2017年にはジョージア州法でアスベストとシリカを原因とする損害について実体法上の基準が定められている(Ga. Code Ann., § 51-14-1 (5)-(8))。

(72) John G. George, *Sandbagging Closed Texas Courtrooms with Senate Bill 15: The Texas Legislature's Attempt to Control Frivolous Silicosis Claims without Restricting the Constitutional Rights of Silicosis Sufferers*, 37 ST. MARY'S L.J. 849, 860 (2006).

(73) *Id.* at 860-61.

(74) *See, e.g., In re Silica Prods. Liab. Litig.*, 398 F. Supp. 2d at 569 (S.D. Tex. 2005).

テキサス州での石油採掘ブームを受けてシリカ関連産業が勃興した1970年代に、同関連産業の労働者がシリカ結晶の粉体を吸引していたため、潜伏期間が過ぎた2002年から2004年にかけて珪肺症が発症し損害賠償請求訴訟が増加したと考えられる<sup>(75)</sup>。しかし、医師による診断方法は専らレントゲン写真に拠るものであり、既往症の診断も行われていなかったため、多くの原告に対する診断は疾病の原因を正確に特定するものではなかった<sup>(76)</sup>。また、診断する医師の数も少なく、シリカを原因とする珪肺症を主張する9,000名以上の原告に対して、診断した医師は12名のみであった<sup>(77)</sup>。同州議会はシリカを原因とする疾病への損害賠償請求手続を制定した<sup>(78)</sup>。その手続の中で、原告は被告に対して、主張する損害とシリカとの因果関係を示す従事した職種などの記載とともに<sup>(79)</sup>、医師により作成された診断書<sup>(80)</sup>を提出することが求められたのである<sup>(81)</sup>。

州制定法により損害となる疾病の定義と医師による詳細な医学的所見を提出することは、シリカなど有害物質による損害にかかるDaubert基準を満たすことに繋がる。MDLで連邦裁判所の州籍相違管轄権(diversity jurisdiction)<sup>(82)</sup>に基づいた併合審理が行われる際に適用される実体法は、移送される前の連邦裁判所の所在する州法である。そのため、州実体法がDaubert基準を満たす程の詳細な医学的所見を求めていれば、訴訟原因が脆弱な請求を排除できるといえよう。

---

(75) George, *supra* note 72, at 861.

(76) *In re Silica Prods. Liab. Litig.*, 398 F. Supp. 2d at 580.

(77) *Id.*

(78) V.T.C.A., Civil Practice & Remedies Code § 90.004 (Vernon 2005).

(79) *Id.* at §§ 90.001-011.

(80) *Id.* at § 90.003 (2).

(81) *Id.* at § 90.006 (a).

(82) 28 U.S.C. § 1332.

## おわりに

大規模不法行為MDLでは多くの虚偽による損害賠償請求、つまり訴訟原因が脆弱な請求がなされる。被害者を公平に扱い妥当な賠償額を決定することが司法の責任であるとするれば、このような請求の存在や損害を被っていない者に賠償を認めることは、その責任が果たせていないことになる。

MDLで訴訟原因が脆弱な請求がなされる要因を大別すると、第1に弁護士が報酬を増加させる目的でいかなる請求であっても多くの訴えを受任するからである。第2に多くの訴えが提起され、和解を目的として併合されるため、このような請求が紛れ込むからである。

訴訟原因が脆弱な請求を排除するためには、まず、弁護士報酬の増加などを目的とした訴えの受任を防止することである。請求を精査しないまま訴えの受任を防ぐことが肝要となるのである。実際このような事実が判明した場合、その弁護士が所属する弁護士事務所が司法的に制裁を受けている。訴訟原因が脆弱な請求をMDLの初期段階で排除できれば、MDLの効率的な運用が可能となる<sup>(83)</sup>。そのためには、受任する弁護士が請求を精査することを命じる立法措置が考えられる。

そして連邦裁判所は、訴訟原因が脆弱な請求を排除するためにMDLの過程でさまざまな方法を用いてきた。これらの方法は理由開示命令ならびに不服従の場合の制裁、原告より提示された診断の審理、および再度医師による診断を行うことなどであった。その結果、プレトリアルで原告の訴えの任意的取下げを促し、事実審理の方法のみならず、合衆国治安判事を用いることにより原告個々の証拠開示が可能となった。また、和解においてもその条項は訴訟原因が脆弱な請求を排除する機能をもつ。

これらのいわば司法的解決方法に加え、合衆国および州議会において訴訟原因が脆弱な請求を排除するための立法措置がとられつつある。MDL

---

(83) Smith, *supra* note 9, at 19.

の開始前または初期段階で第1の要因を、それがなされない場合には第2の要因をMDLの過程で取り除く2段階の方法が、訴訟原因が脆弱な請求を完全に排除する方法になるであろう。既存制度での排除方法はもっぱら手続に拠るものである。そのため、今後の立法措置は詳細な医学的所見を求める実体法上の基準、つまり訴訟原因が脆弱な請求がなされないための高い基準を設定する必要がある。

(本学法学部教授)